



報道発表資料の配付日時 10月6日（水）15時00分

発表項目 (行事名)	産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可取消しについて		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、次のとおり不利益処分を行いましたのでお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 被処分者 (1) 所在地 北海道旭川市永山北二条八丁目9番地6 (2) 名称及び代表者 株式会社北日本重量 代表取締役 影本秀基</p> <p>2 処分年月日 令和3年(2021年)10月6日(水)</p> <p>3 処分の内容 産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可取消し</p> <p>4 処分の対象となる許可 (1) 産業廃棄物収集運搬業 ア 許可番号 第00100128985号 イ 許可年月日 令和2年(2020年)6月24日(※変更許可の年月日) ウ 有効年月日 令和3年(2021年)7月27日 (※有効期限前に更新許可申請があったため有効期間満了後も効力を有していたもの)</p> <p>エ 事業の範囲 廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。積替保管なし。</p> <p>(2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業 ア 許可番号 第00150128985号 イ 許可年月日 令和2年(2020年)7月21日(※変更許可の年月日) ウ 有効年月日 令和3年(2021年)12月26日</p> <p>エ 事業の範囲 廃ポリ塩化ビフェニル等(微量PCB汚染絶縁油に限る。)、ポリ塩化ビフェニル汚染物(微量PCB汚染廃電気機器等に限る。)。積替保管なし。</p> <p>5 処分の理由 被処分者の役員が、法第7条第5項第4号ハ(禁固以上の刑が確定)に該当し、被処分者は、法第14条第5項第2号ニ(欠格要件)に該当するに至った。このことにより、知事は、法第14条の3の2第1項第4号及び法第14条の6において準用する法第14条の3の2第1項第4号の規定で、許可を取り消さなければならないため。</p>		
参考	<p>本件の内容は、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課のホームページ(アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/syobun_kouhyou/jyoukyou3.htm)上で、処分を行った日から5年間、処分等の概要(処分の対象者含む)について、公表することとしている。</p>		
報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)道政記者クラブ	
	同時レク		
担当(連絡先)	<p>上川総合振興局保健環境部環境生活課(担当者:主幹 保坂智史) TEL:0166-46-5085 内線:2951</p>		